

狛江市では、狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例第11条第2項及び狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、ハラスメントに関する相談件数等を年に1度公表します。  
 条例の対象となる相談者は、市職員（常勤・非常勤問わず全ての職員）ですが、行為者は、特別職（市長・副市長・教育長）、市議会議員を含みます。  
 令和3年度の内容については、以下のとおりです。

## (1) ハラスメントに関する相談件数

ハラスメントの種別	相談件数			備考
	内部相談窓口	外部相談窓口	合計	
セクシュアル・ハラスメント	0件	1件	1件	市へ対応の求めがありましたが、相談者と行為者が匿名であったため、ハラスメント研修を実施することで対応しました。
パワー・ハラスメント	4件	9件	13件	内部相談窓口の4件については、相談者からの求めにより、要望に応じた対応を行いました。 外部相談窓口の9件のうち、5件については市へ対応の求めがあり、相談者の要望に応じた対応を行いました。他4件については、相談者から市へ対応の求めがありませんでした。
モラル・ハラスメント	0件	—	0件	外部相談窓口については、モラル・ハラスメントに関する項目がありません。
マタニティ・ハラスメント	0件	0件	0件	
その他ハラスメント	0件	1件	1件	相談者から市へ対応の求めがありませんでした。
その他（ハラスメントに含まれない問題）	0件	3件	3件	相談者から市へ対応の求めがありませんでした。

## (2) 狛江市ハラスメント苦情処理委員会の開催回数

開催回数	開催日
0回	※

※前年度のハラスメントに関する相談件数等の報告のみ書面で行いました。（ハラスメントに関する苦情の調査審議はありませんでした。）

## (3) 懲戒処分の有無及び処分内容

懲戒処分の有無	処分内容
無	—